

# 警報発令時の対応(令和6年8月 28 日改訂)

## 1 暴風・暴風雪警報発令の場合

- (1) 午前7時現在、暴風・暴風雪警報が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市のいずれかに発令されている場合は、自宅待機とする。(他の警報・注意報の場合は平常授業とする。)
- (2) 午前11時現在、暴風・暴風雪警報が解除されている場合は、13時15分からSHRを行い、5限より授業を行う。
- (3) 午前11時現在、引き続き発令されている場合は、臨時休業(家庭学習)とする。

## 2 特別警報発令の場合

- (1) 上記1(1)の地域に特別警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- (2) 特別警報が解除された場合、付随して発表されたすべての警報が解除されるまで自宅待機とする。(暴風雪、暴風、大雨、洪水、大雪警報。ただし、高潮、波浪、津波警報は除く。)
- (3) 2(2)にかかる事象が発生した場合の該当警報解除後の処置については、上記1(1)、(2)、(3)項を踏まえることとする。

(例)



- 3 臨時休業又は授業が欠けたときには、回復措置をとる。
  - 4 休業日等に部活動、模擬試験等が行われる場合は、上記に準ずる。
  - 5 生徒の住居地が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市以外の場合で、その住居地において特別警報又は暴風警報が発令された場合は、上記の時刻を基準に、該当生徒について授業を出席停止として記録する。
- ※以上のほか、「暴風・暴風雪警報」または「特別警報」が発表されていない場合でも、居住地や通学路周辺で避難指示等が発令された場合や、気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上登校を控えること。

## 交通機関に災害・事故等の影響がある時の対応（阪急京都本線だけに適用）（令和6年8月28日改訂）

- 1 午前7時現在、阪急（大阪梅田方面に向かう路線）が災害・事故等で運転見合わせとなっている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前7時現在、運休していた阪急が午前11時までに運行を開始した場合は、13時15分からSHRを行い、5限より授業を行う。
- 3 午前11時現在引き続き阪急が運休している場合は、臨時休業とする。
- 4 災害・事故等で、やむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、ホームルーム担任に届け、出席または出席停止とする。
- 5 臨時休業または授業が欠けた場合は、回復措置が取られる。

地震など災害による不通や予期できない事情等による場合も上記に準じる。